

LiB 排出事業者の皆さまへ



2022年11月1日より、車台番号不明の
LiBのお引取は出来ませんのでご注意ください！

日頃より「リチウムイオンバッテリー（LiB）引取依頼システム」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

自再協のLiB共同回収システムは、「車両の部品交換 及び 自動車リサイクル法で規定される使用済自動車の解体行為により発生したLiB」を原則 回収対象としております。

2022年11月1日以降は、部品交換及び解体行為により発生したLiBであることの確認のため、引取依頼時の車台番号の登録を必須とさせていただきますので、整備台帳や移動報告等で車台番号を調べた上で、引取依頼していただきますようお願いいたします。

●引取対象とならないもの

- ・鉛蓄電池、ニッケル水素電池
- ・改造したもの、分解したもの
- ・廃棄物処理法等に違反する恐れのあるもの
（他社・個人から処理委託^{※1}されたもの）
- ・車台番号が不明のもの
- ・引取基準^{※2}で定めるLiBの状態等に合致しないもの

※1 廃棄物処理法の業許可なく、他社・個人からLiBの処理を請け負うことは廃棄物処理法の無許可営業となり、処罰等される可能性がありますのでご注意ください。

※2 引取基準の詳細は自再協HPでご確認ください。

(https://jarp.org/pdfs/manuals/lib/torihiki_kijun.pdf?200501)

ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

お問合せ先
自動車再資源化協力機構（自再協）－JARP－
LiB回収グループ
[E-mail/info-libsystem@jarp.org](mailto:info-libsystem@jarp.org)